

経済商工観光部，農政部及び水産林政部試験研究機関共同研究実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は，経済商工観光部，農政部及び水産林政部の試験研究機関（以下「試験研究機関」という。）が宮城県（以下「県」という。）以外の者と研究を分担し，共同して行う研究（以下「共同研究」という。）の実施に関し，必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 発明等 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する発明，実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する考案及び意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠の創作をいう。
- (2) 品種の育成 種苗法（平成10年法律第83号）に規定する品種の育成をいう。
- (3) 特許権等 特許法に規定する特許権，実用新案法に規定する実用新案権及び意匠法に規定する意匠権をいう。
- (4) 育成者権 種苗法に規定する品種の育成者権をいう。
- (5) 特許等を受ける権利 特許法に規定する特許を受ける権利，実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利及び意匠法に規定する意匠登録を受ける権利をいう。
- (6) 品種登録を受ける権利 種苗法に規定する品種登録による育成者権発生までの品種登録を受ける権利をいう。

(共同研究の申込み)

第3条 試験研究機関と共同研究を行おうとする者（以下「申込者」という。）は，当該試験研究機関の長に，様式第1号を提出するものとする。ただし，様式第1号について，申込者から申し出があった場合は，この限りでない。

(共同研究契約)

第4条 試験研究機関の長は，様式第1号の提出があった場合において，その内容が次の各号に掲げる要件を満たすと認めるときは，経済商工観光部，農政部及び水産林政部所管試験研究機関の業務評価に関する指針（平成11年12月27日施行），宮城県産業技術開発推進要綱（平成12年10月13日施行）等に定める研究課題確定のための所要の手続を行うものとする。

- (1) 共同研究が，試験研究機関が行う研究として必要かつ妥当なものであること。
- (2) 申込者が，共同研究を行うための十分な技術的能力及び経済的基礎を有すると認められること。

2 試験研究機関の長は，申込者と共同研究契約を締結しようとする場合は，様式第2号により共同研究契約書を作成し，様式第3号により該当する試験研究機関を所管する課

長（以下「主務課長」という。）と協議するものとする。ただし、様式第2号について、申込者から申し出があった場合は、この限りでない。

- 3 試験研究機関の長は、前項の手続を行い、かつ、予算等共同研究を実施するために必要な措置が確定したときは、申込者と共同研究契約を締結するものとする。
- 4 試験研究機関の長は、共同研究契約を締結した場合は、契約書の写しを主務課長に提出するものとする。
- 5 試験研究機関の長は、共同研究契約を締結しない場合は、速やかにその旨を申込者に通知しなければならない。

（経費の負担）

第5条 共同研究に要する経費は、研究の分担区分に応じて県及び県と共同研究契約を締結した者（以下「共同研究者」という。）がそれぞれ必要な額を負担するものとする。ただし、これにより難い特別な事情がある場合は、県及び共同研究者の事前の協議により定めた割合で負担することができる。

（共同研究の中止）

- 第6条 試験研究機関の長及び共同研究者は、天災その他やむを得ない理由により共同研究の継続が困難になったときは、協議の上、当該共同研究を中止することができる。
- 2 試験研究機関の長は、前項の規定により共同研究を中止した場合は、速やかに主務課長に報告するものとする。

（研究結果の報告）

第7条 試験研究機関の長及び共同研究者は、共同研究を終了し、又は中止したときは、共同研究結果を集約し、相互に報告するものとする。

（研究成果の公表等）

- 第8条 試験研究機関の長及び共同研究者は、共同研究の実施期間中において、研究成果を第三者に知らせようとするときは、契約による場合を除き、あらかじめ相手方の同意を得るものとする。
- 2 試験研究機関の長は、原則として共同研究の終了後に研究成果を公表するものとする。ただし、共同研究者が業務上の支障があるため試験研究機関の長に対し研究成果を公表しないよう申し入れたときは、当該研究成果の全部又は一部を公表しないことができる。
 - 3 共同研究者は、共同研究の終了後に研究成果を公表しようとするときは、契約による場合を除き、あらかじめ試験研究機関の長の同意を得るものとする。

（出願）

第9条 知事及び共同研究者は、共同研究の結果、試験研究機関の職員及び共同研究者に属する研究員が共同して発明等及び品種の育成を行った場合には、共同出願に関する契約を締結の上、共同して特許、実用新案、意匠及び品種登録の出願を行うものとする。ただし、契約による場合、どちらか一方が相手方から特許等を受ける権利若しくは品種

登録を受ける権利を承継した場合又は県が試験研究機関の職員から特許等を受ける権利若しくは品種登録を受ける権利を承継しないと決定した場合は、この限りでない。

- 2 知事及び共同研究者は、共同研究の結果、試験研究機関の職員又は共同研究者に属する研究員が独自に発明等及び品種の育成を行った場合において、特許、実用新案、意匠及び品種登録の出願を単独で行おうとするときは、あらかじめ相手方の同意を得るものとする。

(実施料)

第10条 共同研究者は、共有に係る特許等を受ける権利又は特許権等を実施しようとするときは、経済商工観光部、農政部及び水産林政部所管県有知的財産権取扱要綱（平成12年7月21日施行。以下「県有知的財産権取扱要綱」という。）に基づき、知事と実施に関する契約を締結の上、県に実施料を支払うものとする。

- 2 共有に係る特許等を受ける権利又は特許権等について、知事及び共同研究者が第三者に対し実施を許諾しようとするときは、県有知的財産権取扱要綱に基づき、当該第三者と実施許諾に関する契約を締結の上、実施料を徴収するものとし、その帰属は当該権利に係る持分に応じるものとする。

(利用料又は利用補償金)

第11条 共有に係る登録品種（種苗法に基づく品種登録がなされた品種）又は出願品種（種苗法に基づく品種登録出願中の品種）について、知事及び共同研究者が第三者に対し利用を許諾しようとするときは、県有知的財産権取扱要綱に基づき、当該第三者と利用許諾に関する契約を締結の上、利用料又は利用補償金を徴収するものとし、その帰属は当該品種に係る持分に応じるものとする。

(適用規則等)

第12条 試験研究機関の職員が行った発明等及び品種の育成の取扱いについては、職員の勤務発明等に関する規則（昭和48年宮城県規則第29号）の定めるところによるものとする。

- 2 試験研究機関に関する県有知的財産権の取扱いについては、県有知的財産権取扱要綱の定めるところによるものとする。

(適用の特例)

第13条 共同研究の相手方が国、地方公共団体、学校教育法の規定による大学及び高等専門学校、国公立又は独立行政法人の試験研究機関等の場合であって、法令や相手方の内規等で共同研究の実施態様が規定されており、当該規定を適用することにより本要綱の規定により難しい部分がある場合においては、本要綱のうち該当する部分を適用しないことができる。

(秘密保持契約)

第14条 試験研究機関の長は、共同研究契約を締結する以前において共同研究を行おう

とする者と相互の研究内容等について情報を交換しようとする場合及びその他県以外の第三者と技術情報の交換を行おうとする場合は、必要に応じ様式第4号により秘密保持契約を締結するものとする。ただし、様式第4号について、相手方から申し出があった場合は、この限りでない。

2 第4条第2項及び第4項の規定は、前項の場合に準用する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、共同研究の実施に関し必要な事項は、該当する試験研究機関を所管する部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(宮城県農政部試験研究機関共同研究実施要領等の廃止)

2 次に掲げる要領等は、廃止する。

(1)宮城県農政部試験研究機関共同研究実施要領(平成5年4月1日施行)

(2)宮城県水産林業部試験研究機関共同研究実施要綱(平成5年4月1日施行)

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。